

- ・ エミューやその製品の輸入をしている
- ・ 生体の鶏、鶏肉、鶏卵などを輸入している
- ・ 海外へ渡航される、海外から帰国される

皆様へ

令和8年10月1日から エミューやその製品は動物検疫が必要です

家畜伝染病予防法施行規則の改正により、**動物検疫の対象家畜にエミューが追加**されます

(公布：令和7年9月29日、施行予定：令和8年10月1日)

【新たに動物検疫の対象となるもの】

- ・ 生きたエミュー
- ・ エミュー由来の畜産物
(肉、ジャーキー、臓器、卵、羽など)



- 上記のものは、これまでは動物検疫を受けずに輸入できましたが、
令和8年10月1日以降、輸入時に動物検疫を受ける必要があります

**注：量や用途にかかわらず、個人のお土産も
動物検疫の対象です**

(例：豪州からのエミュージャーキーなど)



エミュージャーキーの一例

- 上記のものを輸入するには、各国と締結している**家畜衛生条件**
**(生きた家きん、家きん肉等) を満たした輸出国政府機関発行の
検査証明書が必要**となります

**注：輸出国で高病原性／低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、
その国（または一部地域）からのエミューを含む全ての生きた家きん、
家きん肉、家きん卵等の輸入が一時停止**されます



From 1 October 2026

Emus and Emu Products Will Become Subject to Animal Quarantine

Who Should Read This ?

Importers of emus and
emu products into Japan



Travelers departing for or
returning from overseas



Newly Added Items Subject to Animal Quarantine



Live
emus

Emu-derived livestock products



Meat



Jerky



Eggs



Feathers



IMPORTANT :

- Since 1 October 2026, emus and emu products imported to Japan will be subject to animal quarantine inspection based on Japanese regulation.
- ✓ Including personal souvenirs, regardless of quantity or purpose
- ✓ A government-issued certificate required

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Animal Quarantine Service



Contact List